

○会津美里町広告入りクリアファイルの寄附に関する基準

令和7年6月9日
制定

(趣旨)

第1条 この基準は、会津美里町公共物等有料広告掲載要綱(平成20年会津美里町告示第47号。以下「要綱」という。)に基づき、広告入りクリアファイルの寄附に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 要綱第5条及び第6条に規定する募集に必要な事項は、別表のとおりとする。
(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者(手続開始の決定を受けた事業者を除く。)
- (10) 暴力団又は暴力団構成員、その他これらに準ずる者
- (11) 各種法令に違反しているもの
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (13) 行政機関から指名停止、許可取り消し等の行政指導を受けている業者のもの
- (14) その他、社会問題を起こしている業種や事業者

(広告掲載の申込み)

第4条 要綱第8条第2項に規定する広告の申込みにおいて、掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、業務内容を明らかにする書類等(会社案内、パンフレット等)を提出するものとする。この場合において、町が指定する様式でクリアファイルのレイアウトを電子データ又はイラストで提出するものとし、広告掲載の申込期限は、別表のとおりとする。

(クリアファイルの納品)

第5条 クリアファイルは、町から都度、発注をかけることとし、申込者は発注があった日から45日以内に納品することとする。ただし、納品されたクリアファイルが掲載期間を超えて在庫がある場合は、在庫がなくなるまで使用するものとし、発注については、町の指示に従うものとする。

(広告掲載料等)

第6条 広告掲載料は現物納付とする。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和7年6月9日から施行する。

附 則(令和8年3月25日)

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

附 則(令和8年5月29日)

この基準は、令和8年6月1日から施行する。

別表

項目	内容
広告規格	指定なし ※別途、広告主から寄附された物である旨の記載をしていただきます。
掲載位置	指定なし
掲載枠数	1 枠
掲載期間	当該年度中
申込期限	毎月月末 (月末が土日祝日等の閉庁日の場合はその前日の平日)
クリアファイル の種別	(1) サイズ A4 サイズ(W220mm×H310mm) 厚さ0.2mm以上 (2) 材質 PP(ポリプロピレン)